

第2次 山県市環境基本計画

(案)

平成30年3月

山 県 市

目 次

第1章 計画の基本的事項.....	1
第1節 計画の経緯と改定の考え方.....	1
1 計画の経緯	1
2 計画改定の考え方.....	2
第2節 計画の位置づけ.....	3
第3節 計画期間、対象とする分野.....	4
1 計画の期間	4
2 対象とする環境分野.....	4
第4節 計画の推進主体と期待される役割.....	5
第2章 山県市の概況.....	6
第1節 自然的条件	6
1 地形	6
2 河川	7
3 気象	8
第2節 社会的条件	9
1 人口	9
2 産業	10
3 農業	11
4 森林	12
5 土地利用	12
6 ごみの状況	13
7 生活排水の状況.....	14
第3章 計画の目標	16
第1節 基本理念	16
第2節 基本目標	17
第3節 施策の体系	19
第4章 基本目標別計画.....	20
第1節 自然を守り育て、未来へつなぐまち.....	20
1 多様な自然を守り育てる.....	20
2 自然とふれあい、歴史・文化を継承する.....	23
第2節 いつまでも安心して暮らせる快適なまち.....	25
1 公害のないまちの実現.....	25
2 快適に暮らせる基盤づくり.....	28
第3節 資源とエネルギーを大切に作る循環のまち.....	30
1 3Rとごみの適正処理の推進.....	30

2	地球温暖化対策の推進.....	33
第4節	環境に関心をもち、考え、行動するまち.....	35
1	環境教育・環境学習の推進.....	35
2	環境パートナーシップの推進.....	37
第5章	環境指標.....	39
第6章	計画の推進・進行管理.....	41
第1節	計画の推進.....	41
第2節	計画の進行管理.....	42



第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の経緯と改定の考え方

1 計画の経緯

山口市（以下、「本市」という。）は、豊かな森林に恵まれ北端の日永岳を最高峰とする連峰をめぐらし、山間を縫って武儀川、鳥羽川、伊自良川が流れこれらに沿って耕地、宅地が散在する雄大な自然に抱かれた緑豊かなまちです。これらの豊かな自然と快適な生活環境を将来の世代にも引き継いでいくことは、私たちの義務でもあります。

そのため、平成18年3月に「山口市環境基本計画」を策定し「豊かで美しい自然を守り将来にわたって共有できるまち」を基本理念とし、その実現のため、「共生」「循環」「協働」「地球環境の保全」の4つを基本目標に掲げ、そのための施策を展開してきました。

国においては平成24年4月に第四次環境基本計画が閣議決定され、環境行政の究極目標である持続可能な社会の構築について「自然共生」「資源循環」「低炭素」の各分野を統合的に達成することに加え、その基盤として「安全安心」を確保することが重要であると位置づけました。

また、岐阜県においても、平成28年3月に第5次岐阜県環境基本計画を策定し、計画の基本理念を「新たな世代へと守り育てる「清流の国ぎふ」づくり」として、豊かで美しい環境を守り伝える人づくり、地球温暖化の防止、資源の循環、自然との共生、安全で健康やかな生活環境の保全と創出の5つの基本方針を示しています。

こうした中、本市では現計画の策定から12年が経過し、日常生活や事業活動における省エネ対策やごみの減量化、再資源化などは少しずつですが、着実に浸透してきました。

しかしながら一方で、各種施策の進捗チェックを含めた検証評価など、できなかった課題なども残されています。

今回の改定では、市民生活における身近な環境問題を重視するとともに、環境活動の裾野を広げるための人づくりを通して、市民、事業者、行政が一体となって環境問題へ取り組む計画となるよう配慮しました。

また、社会情勢の変化に伴い新たに生じた課題への対応や、山県らしさを活かし、将来の世代へ良好な環境を引き継いで行くため、「第2次山口市環境基本計画」を策定することとしました。

2 計画改定の考え方

今回、現計画を改定する際に、以下の3つの点を重視しました。

ポイント①

○市民の関心が高い身近な環境問題を重視した計画

環境問題は、対象となるテーマが大きく多岐にわたるため、国レベルの協議をはじめ、様々な法制度、企業による技術開発などそれぞれの主体が役割を果たしています。こうしたことを踏まえ、市が中心となって役割を果たすべき市民からの要望や相談が多く寄せられる身近な環境問題を重視し、適切に反映させることに配慮しました。

ポイント②

○環境を守り伝える人づくり

環境に関心をもつことは、あらゆる環境問題を解決する出発点です。市民、事業者、行政の一人ひとりが環境に関心をもち、日常生活や事業活動の中で環境に配慮した行動を積み重ねることが重要です。そのため協働経験を通じたコミュニケーションにより、自分たちの地域は自分たちで良くしたいという気持ちを醸成するとともに、環境活動の裾野を広げ持続可能な社会を実現するため、環境を守り伝える人づくりを重視する内容としました。

ポイント③

○今ある山県市固有のものを大切にす

本市は、長良川水系のまちとして緑豊かな森林と清流に恵まれ美しい景観と貴重な動植物が生息しています。こうした今ある本市固有のものを将来世代との共有財産として大切に守っていくことに配慮しました。

第2節 計画の位置づけ

計画は、山縣市環境基本条例第7条第1項に基づき環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に定めるものであり、山縣市総合計画を環境面から推進します。

また、本計画は、市民・事業者・市の積極的な連携・協力のもと環境に関する取り組みを推進するため、施策の基本的な方向を明らかにするものです。

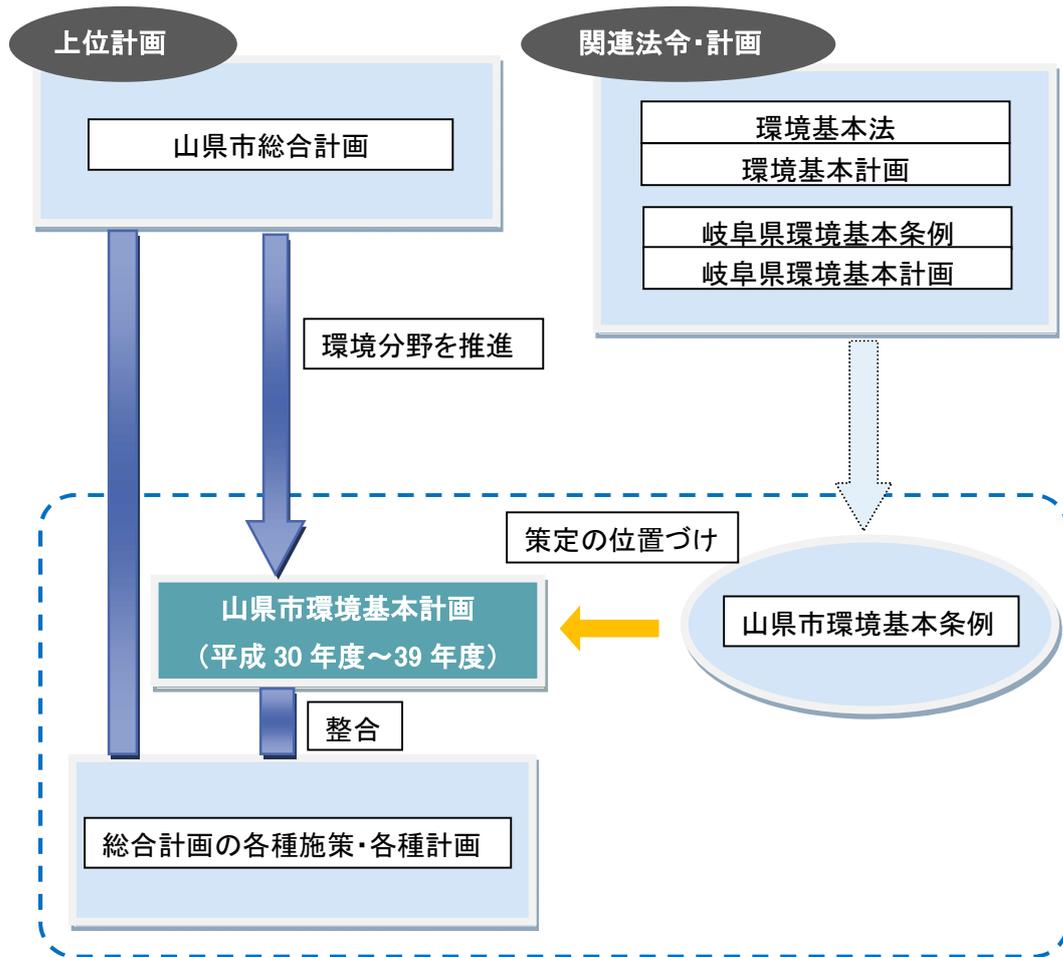


図 1-1 計画の位置づけ

第3節 計画期間、対象とする分野

1 計画の期間

本計画の目標年度は、平成30年度（2018年度）を初年度、平成39年度（2027年度）を目標年度とした10年計画とします。なお、必要に応じて中間年度である平成34年度（2022年度）に見直しを行うこととします。



2 計画の対象分野

本計画の対象分野は、「自然環境、歴史・文化」「生活環境、快適環境」「循環型社会、地球温暖化対策」の3つと施策の推進を支える「環境を守り伝える人材の育成」とします。

表 1-1 対象とする分野



第4節 計画の推進主体と期待される役割

環境基本計画を推進するためには、市民・事業者・市の各主体が、自らの行動を振り返り、どのような行動が望ましいか考え、自主的に実践することが大切です。

そして、各主体が相互に連携、協力のもと環境に配慮した社会を実現していかなければなりません。そのためには、それぞれが推進主体となり、次のような役割が期待されます。

市民の役割

- 日常生活において環境への意識向上に努めます。
- 環境に配慮したライフスタイルの確立に努めます。
- 快適な環境づくりのための活動に自主的、積極的に参加します。

事業者の役割

- 事業活動は、資源・エネルギーを消費し、廃棄物の排出など環境に与える影響が大きいことから、確実な法令順守と公害防止に取り組みます。
- 環境への負荷を意識した事業活動に努めます。
- 事業所において、環境保全活動を実施します。

市の役割

- 市民、事業者の環境保全に対する自主的な活動を支援します。
- 市民、事業者との協働による環境活動に取り組みます。
- 環境の保全及び創出に関する総合的な施策を講じます。
- 自らも事業者であり消費者という立場から、率先して環境への影響に配慮した行動を実践します。

第2章 山県市の概況

第1節 自然的条件

1 地形

本市は、岐阜市の北側に隣接する位置にあり、J R岐阜駅から約9～34kmの範囲に広がっています。

地勢は山岳丘陵地が多く、北端の日永岳（1,216m）を最高峰として枝状の山地と、長良川支流の武儀川、鳥羽川、伊自良川沿いの平たん地で構成されています。

（※日永岳の山頂は関市板取にあります）。

本市の概要は表2-1に、位置図は図2-1に示すとおりです。

表2-1 山県市の概要

面積	221.98km ² (南北方向約25km、東西方向約14km)
市制施行	平成15年4月1日 (旧高富町、旧伊自良村及び旧美山町の合併により誕生)



図2-1 山県市の位置図

2 河川

河川は、図 2-2 に示すとおりです。市域を流れる河川は、伊自良川や武儀川などに合流した後、市外で長良川に合流して伊勢湾に注ぎます。主要河川の状況は表 2-2 に示すとおりです。

表 2-2 主要河川の状況

名称	延長 m (岐阜県内)	管理級
伊 住 戸 川	7,550	1級
柿 野 川	4,600	1級
神 崎 川	4,759	1級
日 永 谷 川	2,550	1級
出 戸 川	1,750	1級
船 越 川	2,650	1級
西 洞 川	1,750	1級
エ ゴ 川	2,150	1級
武 儀 川	24,219	1級

名称	延長 m (岐阜県内)	管理級
し び り 川	1,860	1級
伊 自 良 川	18,055	1級

名称	延長 m (岐阜県内)	管理級
芦 洞 川	1,200	準用
椿 川	300	1級
栢 野 川	1,600	準用
東 川	1,320	1級
赤 尾 川	1,300	準用
椎 倉 川	1,510	1級
三 田 又 川	1,700	準用
新 川	5,100	1級
石 田 川	8,000	1級
長 尾 川	1,800	準用
鳥 羽 川	14,945	1級

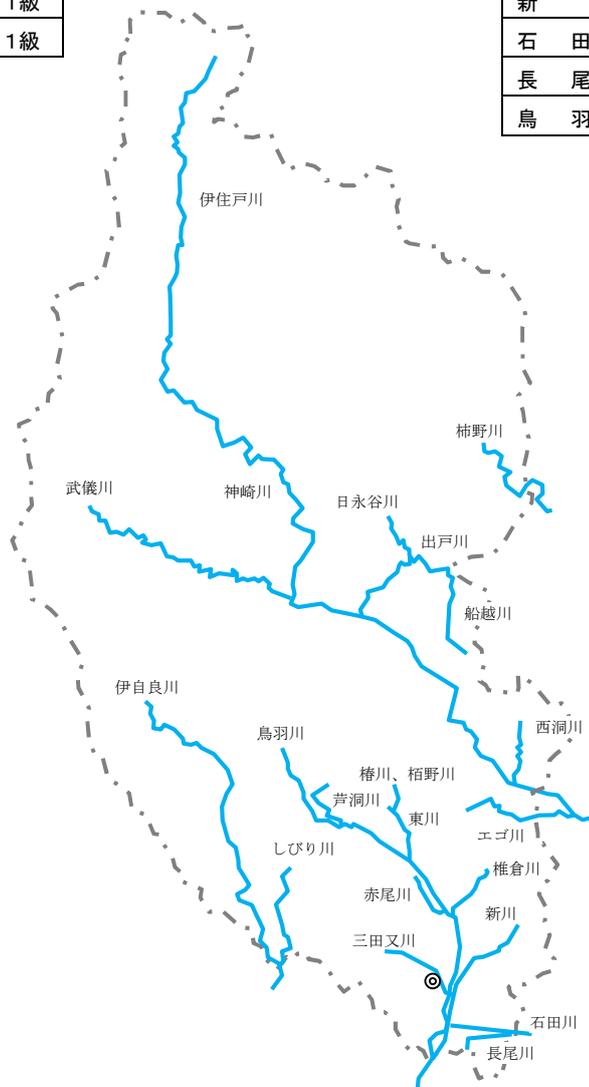
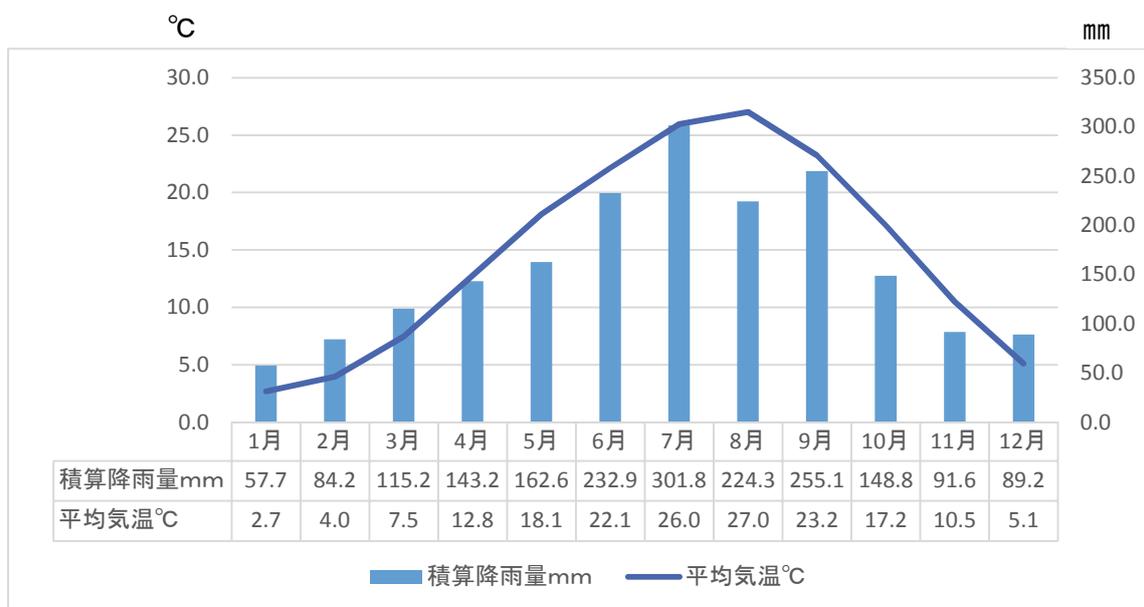


図 2-2 主要河川の概略図

3 気象

本市の過去10年間の月別平均気温（平成19年～平成28年）は、最低が2.7℃（1月）、最高が27.0℃（8月）となっています。また、月別平均積算降雨量（平成19年～平成28年）は、7月に301.8mmと最も多くなっています。

図2-3 月別平均気温と月別平均積算降雨量（平成19年～28年）



観測地点：山県市消防本部

表2-3 年ごとの気象データ（平成19～28年）

（標高28m）

区分	気温℃			降雨量 mm		風速 m/s	
	平均	最高	最低	積算	日最大	平均	最大
平成19年	14.8	38.0	-5.0	1,569	103.0	1.7	22.4
平成20年	14.6	36.8	-6.4	1,795	124.0	1.6	23.3
平成21年	14.7	34.7	-6.5	1,819	64.0	1.7	20.5
平成22年	14.9	37.0	-6.6	2,181	134.5	1.6	19.5
平成23年	14.4	36.2	-5.7	2,082	116.0	1.6	22.0
平成24年	14.1	36.6	-6.9	2,137	73.0	1.5	27.4
平成25年	14.6	37.3	-6.4	1,991	125.0	1.6	25.2
平成26年	14.4	37.3	-5.9	1,885	128.0	1.5	27.8
平成27年	15.0	37.9	-4.9	1,992	99.5	1.4	20.3
平成28年	15.4	36.5	-5.7	1,682	89.0	1.4	19.8

観測地点：山県市消防本部

第2節 社会的条件

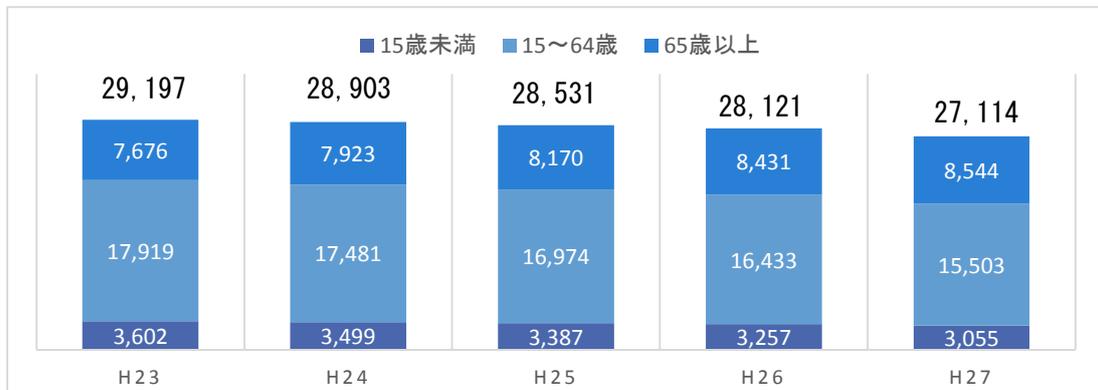
1 人口

最近5年間における本市の人口（3区分）の推移は、図2-4に示すとおりで、全体的に減少傾向です。3区分人口でみると、高齢者人口は平成23年では7,676人でしたが、平成27年では8,544人に増加しています。一方、年少人口は減少しており、平成23年では3,602人でしたが、平成27年では3,055人となっております。

図2-5は、「山県市人口ビジョン」における人口の将来展望です。本市では、2023年（平成35年）に第2次山県市総合計画で掲げた目標人口27,800人を確保しながら、2060年（平成72年）に21,000人程度の総人口を維持することをめざしています。

図2-4 人口（3区分）の推移

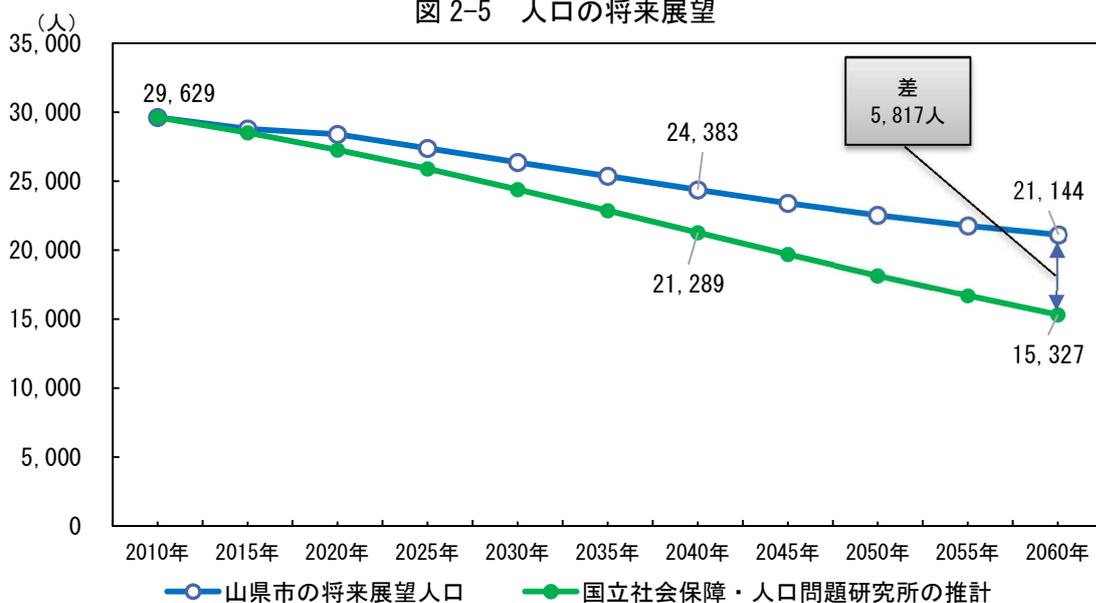
（単位：人）



※H27の国勢調査は、年齢不詳12人

出典：国勢調査、岐阜県人口動態統計調査（各年10月1日現在）

図2-5 人口の将来展望



出典：山県市人口ビジョン

2 産業

産業構造として、産業別事業所数をみると、製造業が26.5%と最も多く、次いで、卸売・小売業が19.4%、建設業が17.3%となっています。また、従業者数についても製造業が38.4%と最も多くなっています。

表 2-4 産業別事業所数及び従業者数

区 分		事業所数		従業者数	
			構成比%	(人)	構成比%
第1次産業	農林漁業	33	2.3	464	4.5
	計	33	2.3	464	4.5
第2次産業	鉱業	1	0.1	4	0
	建設業	245	17.3	945	9.2
	製造業	376	26.5	3,949	38.4
	計	622	43.9	4,898	47.6
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0
	情報通信業	1	0.1	4	0
	運輸業、郵便業	14	1.0	204	2.0
	卸売業、小売業	275	19.4	1,621	15.7
	金融業、保険業	9	0.6	123	1.2
	不動産業、物品賃貸業	16	1.1	50	0.5
	学術研究、専門・技術サービス業	30	2.1	94	0.9
	宿泊業、飲食サービス業	98	6.9	532	5.2
	生活関連サービス業、娯楽業	92	6.5	359	3.5
	教育、学習支援業	27	1.9	119	1.2
	医療、福祉	74	5.2	1,347	13.1
	複合サービス業	15	1.1	121	1.2
	サービス業（他に分類されないもの）	111	7.8	360	3.5
	計	762	53.8	4,934	47.9
総計		1,417	100	10,296	100

出典：総務省「平成26年 経済センサス基礎調査」

注) 事業内容等が不詳の事業所を除く。公務を除く。

3 農業

農家数の推移は表 2-5 に示すとおりで年々減少しています。中でも販売農家の減少が著しくなっています。また、図 2-6 のとおり農地面積も徐々に減少しており農地に占める遊休農地の割合が増加しています。

表 2-5 農家数の推移

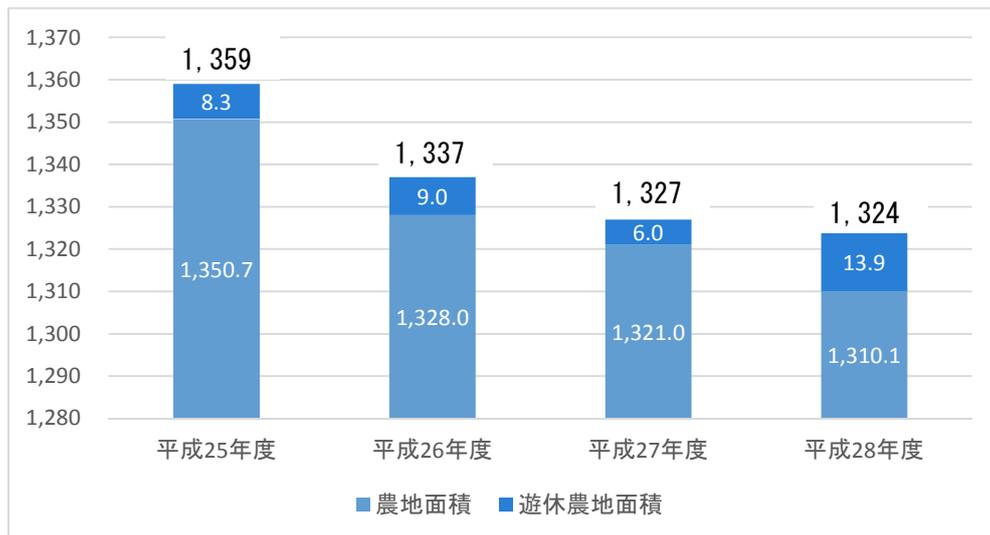
(単位：戸)

区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総農家数	1,841	1,648	1,461	1,225
販売農家	1,121	753	571	430
専業農家	132	105	90	71
兼業農家	989	648	481	359
第1種	47	49	25	32
第2種	942	599	456	327
自給的農家	720	895	890	795

出典：世界農林業センサス

図 2-6 農地面積の推移

(単位：ha)



出典：山県市農業委員会

4 森林

森林面積の推移は表 2-6 に示すとおりで目立った変化はありませんが、人工林が森林面積の約 57% を占めています。

表 2-6 森林面積の推移

(単位：ha)

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
国有林	人工林	461	461	461	461	463
	天然林	149	149	149	149	148
	竹林・無立木地・他	46	46	46	46	45
民有林	人工林	10,310	10,313	10,315	10,315	10,283
	天然林	7,476	7,475	7,473	7,482	7,470
	竹林・無立木地・他	200	200	198	190	224
小 計	人工林	10,771	10,774	10,776	10,776	10,746
	天然林	7,625	7,624	7,622	7,631	7,618
	竹林・無立木地・他	246	246	244	236	269
合 計		18,642	18,644	18,642	18,643	18,633

出典：岐阜県森林・林業統計書

5 土地利用

土地利用の比率は図 2-7 に示すとおりです。山林が 84% と大部分を占めており、つづいて農地とその他がそれぞれ 6%、宅地はわずか 3% となっています。

図 2-7 土地利用の比率

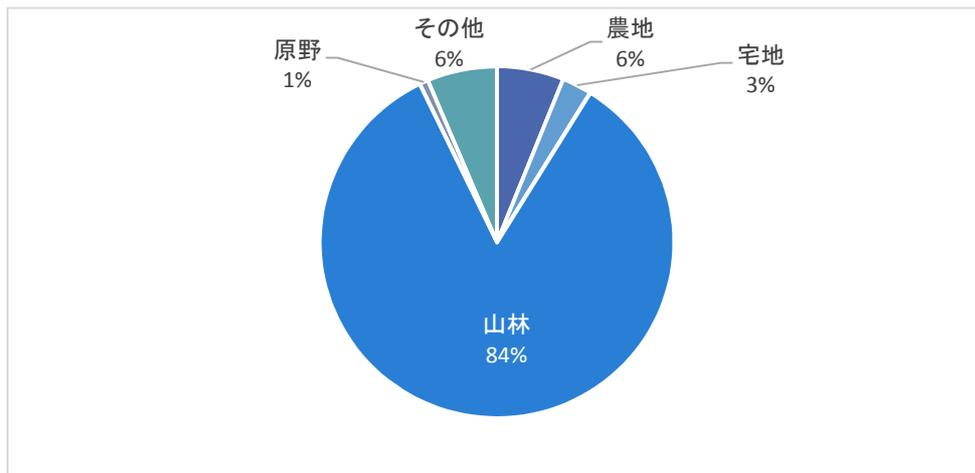


表 2-7 地目別面積

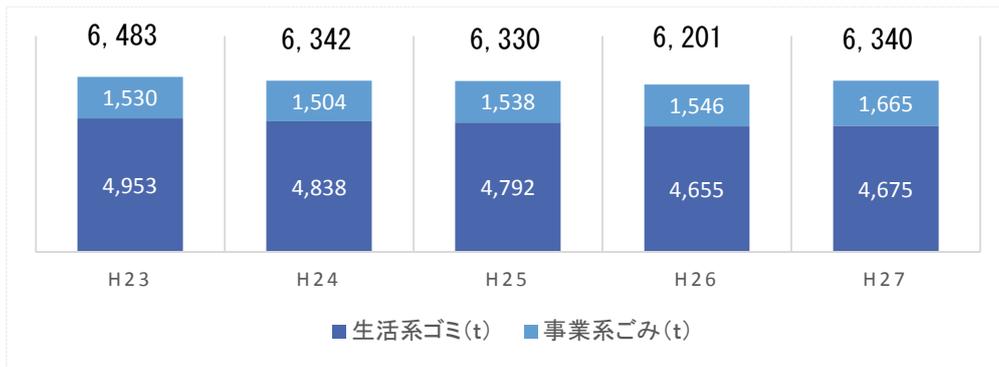
区分	田	畑	宅地	山林	原野	その他	合計
面積(ha)	922.5	429.9	607.5	18,644.0	176.3	1,417.8	22,198

※上記は課税上の現況地目面積です。出典：山県市税務課(平成 27 年 4 月 1 日現在)

6 ごみの状況

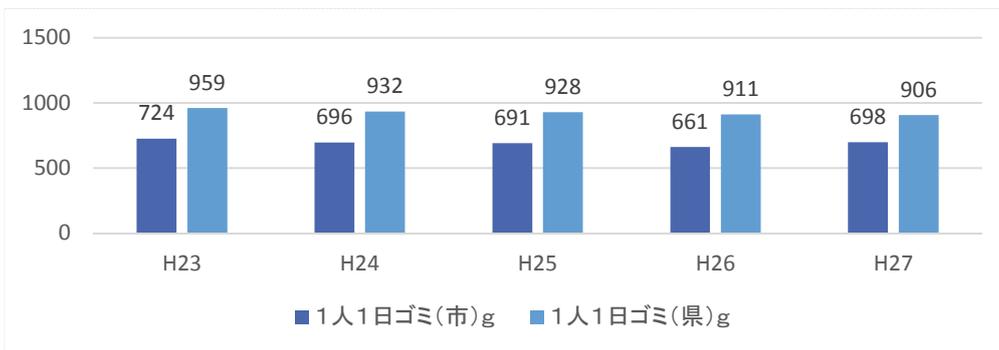
ごみの総排出量は、生活系ごみは減少傾向ですが、事業系ごみは微増の傾向です。また、1人1日当りの排出量は県平均を大きく下回っています。再生利用率については県平均を下回っています。

図 2-8 ごみ総排出量の推移



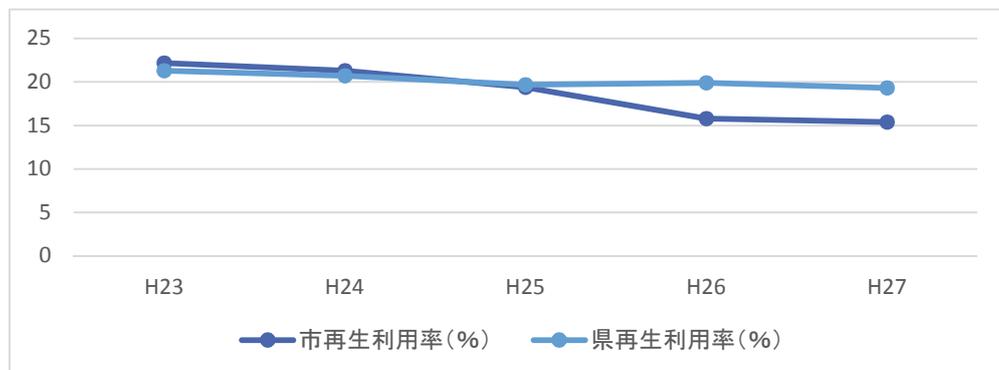
出典：環境省「一般廃棄物処理事業等実態調査」

図 2-9 1人1日あたりのごみ排出量の推移



出典：環境省「一般廃棄物処理事業等実態調査」

図 2-10 再生利用率の推移



出典：環境省「一般廃棄物処理事業等実態調査」

7 生活排水の状況

本市では、公共下水道、農業集落排水施設を整備していますが、下水道の水洗化率は、平成27年度において、35.0%と低く、区域内にも関わらず接続できていない世帯が多く存在します。一方、農業集落排水施設の水洗化率は、85%前後で推移しています。また、合併浄化槽の設置基数は増加しており、単独浄化槽は減少しています。

表 2-8 下水道処理の普及率の推移

項目	平成21年度	平成23年度	平成25年度	平成27年度
許可面積 (ha)	240.0	240.0	337.0	337.0
整備済面積 (ha)	209.0	230.0	267.0	284.0
面積普及率 (%)	87.1%	95.8%	79.2%	84.3%
区域内人口 (人)	5,481	9,257	9,866	11,283
使用人口 (人)	1,366	2,114	3,381	3,949
水洗化率 (%)	24.9%	22.8%	34.3%	35.0%

出典:山県市水道課(各年3月31現在)

表 2-9 農業集落排水の普及率の推移

項目	平成21年度	平成23年度	平成25年度	平成27年度
許可面積 (ha)	935.7	935.7	935.7	935.7
整備済面積 (ha)	935.7	935.7	935.7	935.7
面積普及率 (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
区域内人口 (人)	7,692	7,512	7,463	7,240
使用人口 (人)	6,570	6,495	6,353	6,311
水洗化率 (%)	85.4	86.5	85.1	87.2

出典:山県市水道課(各年3月31現在)

表 2-10 合併浄化槽の設置基数の推移(休止は除く)

項目	平成21年度	平成23年度	平成25年度	平成27年度
設置基数 (基)	1,775	1,802	1,846	1,863

出典:岐阜県環境管理技術センター(各年3月31現在)

表 2-11 単独浄化槽の設置基数の推移(休止は除く)

項目	平成21年度	平成23年度	平成25年度	平成27年度
設置基数 (基)	3,654	3,410	3,150	2,986

出典:岐阜県環境管理技術センター(各年3月31現在)

表 2-12 生活排水処理形態別人口の推移

区 分	平成 21 年度	平成 23 年度	平成 25 年度	平成 27 年度
行政区分内人口 (人口)	29,482	28,585	28,531	28,110
生活排水処理人口 (人口)	13,537	14,307	15,079	15,953
公共下水道 (人口)	1,366	2,114	3,381	3,949
(%)	4.6%	7.4%	11.9%	14.0%
農業集落排水 (人口)	6,570	6,495	6,353	6,311
(%)	22.3%	22.7%	22.3%	22.5%
合併浄化槽 (人口)	5,601	5,698	5,345	5,693
(%)	19.0%	19.9%	18.7%	20.3%
生活排水未処理人口 (人口)	15,945	14,278	13,452	12,157
単独浄化槽 (人口)	11,685	9,866	9,081	8,078
(%)	39.6%	34.5%	31.8%	28.7%
汲み取り (人口)	4,260	4,412	4,371	4,079
(%)	14.4%	15.4%	15.3%	14.5%
汚水衛生処理率 (%)	45.9%	50.1%	52.9%	56.8%

出典：山県市市民環境課

山県市水道課

(各年 3 月 31 現在)

第3章 計画の目標

第1節 基本理念

山県市環境基本計画は、本市の環境政策に関する総合的な計画であり、本市の最上位計画である山県市総合計画の理念や将来像を環境面から実現するための計画です。

第2次山県市総合計画では、誰もが生涯を通じ、安心して夢や希望のある暮らしが送れるよう、生活環境や福祉の充実、文化の振興などに努め、どの世代においても住みよいまちの実現をめざしています。

このため調和のとれた総合的な発展をめざし『豊かな自然と活力ある都市が調和した安心で快適な住みよいまちづくり』を基本理念として定めています。

また、豊富な自然環境、都市近郊という優位な地理的条件を最大限に活用していくことが重要であることから『水と緑を大切に 活力ある山県市』をめざす将来の姿としています。

本計画では、総合計画の基本理念やめざす将来像、環境基本条例の基本的な考え方に基づいて基本理念を以下のように設定し、市民一人ひとりが環境の良さを実感できるまちの実現をめざします。環境基本計画は、そのスタートでもあり、ゴールでもあります。

【基本理念】

環境の良さが実感できるまち やまがた
～みんなで育み、誇りをもって新たな世代に引き継ごう～

第2節 基本目標

基本理念を実現するために、以下に示す4つの基本目標をもとに、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で考え、実践することにより実現します。

基本目標

1

自然を守り育て、未来へつなぐまち

本市は、都市近郊という地理的条件にも関わらずイワザクラで人気の舟伏山をはじめとした豊かな緑や河川とそこに生息する多くの種類の鳥類、魚類、植物等が存在しています。中には岐阜県のレッドデータブック絶滅危惧種Ⅰ類に指定されているハリヨや準絶滅危惧種のヒダサンショウウオといった稀少生物も生息しています。こうした地域固有の動植物を地域と共有し保護するため、今ある自然を大切に、多様な生物が生息する環境として保全し、人と自然が共生することをめざします。

基本目標

2

いつまでも安心して暮らせる快適なまち

本市は、市域の8割以上を森林が占めているものの南部の岐阜市に隣接する地域や幹線道路沿いを中心に住宅や事業所が集積しています。

現状で公害問題として大きく取り上げる事案は発生していませんが、農・商・工・住が混在の地域も多数あるため、騒音、悪臭、廃水などそれぞれ適正な対策が求められます。最近では市民が原因者であるまちのごみや犬のフン害、空き地の雑草や空き家屋の管理、近隣からの騒音等に対する苦情も多数寄せられています。

こうしたことから市民生活でもっとも重要な身近な生活環境について、公害防止と快適な暮らしの実現を推進します。

基本目標 3**資源とエネルギーを大切にす循環のまち**

大量生産、大量消費、大量廃棄という言葉で代表されるこれまでの経済活動は、さまざまな資源の消費、二酸化炭素排出量の増加により地球レベルの環境問題を引き起こしています。これはエネルギーを大量消費し、自然の再生・浄化能力を超える環境負荷をかけてきたことに起因しています。この問題解決のためには、市民と将来世代が共有している地球の「資源」や「エネルギー」を大切に使うことが求められます。大切に使うとは、必要な量だけ使い、ごみをできる限り減らす（リデュース）とともに、繰り返し使えるものは何度でも使い（リユース）、資源やエネルギーとして再利用（リサイクル）するということです。

また、地場農産物の積極的な消費「地産地消」は、輸送や保管に伴う CO2 排出を削減するとともに地域経済の活性化や農業振興にもつながることから積極的に推進していきます。

基本目標 4**環境に関心を持ち、考え、行動するまち**

生活排水による河川の汚れやエネルギー消費に伴う地球温暖化問題等、今日の環境問題は、市民生活に起因するものが増加し、市民生活のあり方と環境との関係を考えることが重要になっています。環境問題を他人事に考えてはいずれ自らの生活や地域社会、そして将来世代に重大な被害をもたらすこととなります。このため環境を大切にす取り組みは、行政のみならず、地域で生活する市民、地域で活動する事業者がともに関心を持ち、考え、行動することが必要です。

「自分たちのまちは自分たちで良くしよう」という機運を盛り上げ、多様な主体がそれぞれの特色や状況に応じて環境保全の取り組みに参加できる仕組みを整えていきます。

第3節 施策の体系

本計画の施策体系は以下のとおりです。

基本理念	環境の良さが実感できるまち やまがた ～みんなで育み、誇りをもって新たな世代に引き継ごう～
------	--

基本目標		基本方針		基本的施策	
1	(自然環境、歴史・文化) 自然を守り育て、未来へつなぐまち	1-1	多様な自然を守り育てる	1-1-1	森林・河川の保全、活用
				1-1-2	農地の保全
				1-1-3	生物多様性の保全
		1-2	自然とふれあい、歴史・文化を継承する	1-2-1	自然とのふれあいの推進
				1-2-2	歴史・文化遺産の保全、活用
2	(生活環境、快適環境) いつまでも安心して暮らせる快適なまち	2-1	公害のないまちの実現	2-1-1	公害の防止 (水質、騒音、振動、悪臭など)
				2-2-1	まち美化の推進
		2-2	快適に暮らせる基盤づくり	2-2-2	憩いの場の整備
3	(循環型社会、地球温暖化対策) 資源とエネルギーを大切に作る循環のまち	3-1	3Rとごみの適正処理の推進	3-1-1	ごみの排出抑制・減量化
				3-1-2	再使用・再利用の促進
				3-1-3	ごみの適正処理
		3-2	地球温暖化対策の推進	3-2-1	省資源、省エネルギーの推進
				3-2-2	地産地消の推進
4	(環境を守り伝える人材の育成) 環境に関心をもち、考え、行動するまち	4-1	環境教育・環境学習の推進	4-1-1	学校における環境教育・環境学習の推進
				4-1-2	社会における環境教育・環境学習の推進
		4-2	環境パートナーシップの推進	4-2-1	市民・事業者等との協働の推進
				4-2-2	地域コミュニティの活性化

表 3-1 施策の体系

第4章 基本目標別計画

第1節 自然を守り育て、未来へつなぐまち

【基本方針 1-1】

多様な自然を守り育てる

【現状と課題】

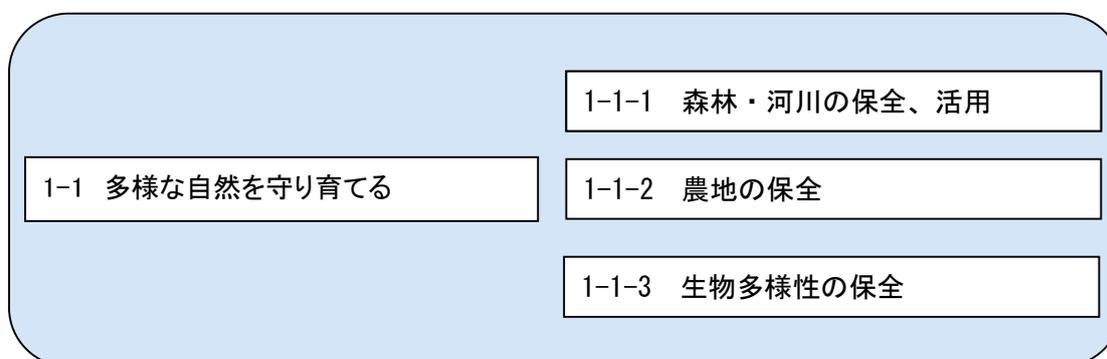
本市は、北部地域を中心に豊かな森林が広がり、長良川水系のまちとしての誇りであるきれいな水を育み、多様な生態系を支えています。武儀川、鳥羽川、伊自良川やその支流では、豊かできれいな水とともに、鳥や魚、昆虫、植物など多くの生物の生息地となっています。また、南部地域の平地を中心に広がる水田や畑地は、農業生産の場としての面と身近な生きものの住みかとしての面をもっています。

しかしながら、河川では護岸工事や外来生物の進入により本来の生態系が変化してきています。また、森林や農地では、従事者の高齢化と担い手不足のため森林の荒廃や耕作放棄地の増加が懸念されています。

一方、市内では、オシドリ（鳥類）、ナゴヤダルマガエル、ヒダサンショウウオ、ダゴガエル（両生類）、ハリヨ、アユカケ（魚類）、ツマグロキチョウ（昆虫）、ミズニラ、コハナヤスリ、カワノリ（植物）などの貴重な種が生息、確認されており、生息環境の変化が進む中、生息状況の把握と保護対策が必要です。

また森林については、市域の8割以上を占めることから、水源涵養機能や土砂災害防止、二酸化炭素の吸収源としても、その多面的機能を評価し、保全、活用していく必要があります。

【施策の体系】



1-1-1 森林・河川の保全、活用

(1) 森林の保全、活用

【施 策】	【具体的な取り組み】
観光資源としての利活用	● 「山県さくら」をイメージキャラクターとした山縣市三名山（舟伏山、釜ヶ谷山、相戸岳）や古城山は、地域活性化の資源として、適正に管理し引き続き内外にPRを行います。
林道などの整備	● 森林がもつ多面的機能が十分発揮されるよう林道、作業道の整備及び間伐を推進します。
森林、里山の保全、活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林整備事業・森林環境基金事業を活用しながら、民有林の適正な管理・保全の促進に努めます。 ● 適切な森林施業を推進するほか、山地保全対策や林野火災の予防、森林病虫害予防対策を強化して、豊かな森林の育成に努めます。 ● 間伐材の利用を促進し、林業の活性化を図ります。 ● 市森林づくり会議を開催し、間伐の推進、地域材の利用拡大、市民への普及、林業体験教育を推進します。

(2) 河川の保全、活用

【施 策】	【具体的な取り組み】
観光資源としての利活用	● 神崎川、伊自良湖、円原の伏流水などは市が誇る観光資源として内外にPRを行います。
自然環境に配慮した河川の整備	● 水生生物と共生できる生息環境に配慮した工法を選択します。
河川環境の保護活動の実施	● ポイ捨て、不法投棄防止に努め、河川環境保全のためクリーン作戦を実施します。

1-1-2 農地の保全

【施 策】	【具体的な取り組み】
農地の効率的利用の推進	● 農地中間管理事業等を活用しながら、農地の利用集積の推進や利用可能な農地情報の収集・提供により、農地の効率的な利用を推進します。
多面的機能の維持・発揮	● 国や県の補助制度の活用により、農業・農村の有する多面的機能の維持発揮を図る地域活動を推進します。
ぎふクリーン農業の推進	● 化学肥料や化学合成農薬の使用量を従来と比べ30%以上削減し環境への負荷に配慮した「ぎふクリーン農業」を推進します。
農地パトロールの実施	● 農地の保全及び農地法の適切な運用を主眼に毎年、農地パトロールを実施し、農地の無断転用の早期発見と是正、耕作放棄地の解消に努めます。
鳥獣被害への対応	● 猟友会による駆除を実施します。 ● 野生鳥獣進入防止柵設置について支援します。

1-1-3 生物多様性の保全

【施 策】	【具体的な取り組み】
生態系保全への理解促進	● 本市の舟伏山に分布する「イワザクラ」を観る会を創り、生態系保全への理解を広めます。 ● ハリヨが生息しやすいようハリヨ公園の適正な維持管理に努めるとともに保存会活動の活性化を図り、ハリヨの保護に努めます。 ● 錦鯉の安易な放流を禁止します。 ● 外来種による環境への影響について普及・啓発を推進するとともに、ペット飼育や植物栽培のモラル向上に努めます。
生物に配慮した開発事業の実施	● 森林、池、緑地、河川など生態系に配慮した開発事業の実施に努めます。
保護活動の推進	● ギフチョウの保護を推進し、ギフチョウ育成ボランティアを支援します。 ● 総合的な学習の時間等における身近な動植物の観察活動を実施します。
環境マップの作成	● 岐阜県レッドデータブックなどを活用し、貴重な種の生息地域を把握し、観察に適したポイントの紹介など山県版レッドデータブックの作成を検討します。

【基本方針 1-2】

自然とふれあい、歴史・文化を継承する

【現状と課題】

本市は、神崎川をはじめとするすばらしい景観の河川や山県市三名山（舟伏山、釜ヶ谷山、相戸岳）など豊かな自然に恵まれています。また「グリーンプラザみやま」や「伊自良湖」「四国山香りの森公園」など様々な自然とふれあえる施設が数多くあります。中には岐阜県と滋賀県の一部にしか生息しない貴重な淡水魚であるハリヨが観察できる「ハリヨ公園」もあります。

しかしながら、自然を大切にする意識は向上してきてはいるものの、一部のマナー違反者により自然を傷つける行為やごみをポイ捨てするなどの行為は無くなっていません。

今後も引き続き自然を大切にする意識の向上や施設の有効活用のため、自然とのふれあいの場づくりや機会づくり、マナーの向上に努めていく必要があります。

また、本市には、白山神社拜殿（国指定重要文化財）や木造十一面観音（県指定重要文化財）、甘南美寺のエドヒガン桜（県指定天然記念物）など後世に伝えるべき歴史、文化遺産が数多く存在しています。

歴史・文化遺産は、本市を特徴づけるものであるとともに、地域の成り立ちなどを伝え残す大切なものといえます。

このため、所有者などの理解と協力を得ながら、多様な人材によって保存、継承、活用に努めていく必要があります。

【施策の体系】

1-2 自然とふれあい、歴史・文化を継承する

1-2-1 自然とのふれあいの推進

1-2-2 歴史・文化遺産の保全、活用

1-2-1 自然とのふれあいの推進

【施策】	【具体的な取り組み】
ふれあいの場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●「四国山香りの森公園」など市内に多数ある既存公園の魅力を高め有効活用を図ります。 ●自然と親しめる山や河川、公園等の維持管理を適切に行います。
ふれあいの機会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●林道ウォーキングなど自然と親しめるイベントを実施します。 ●ホテルやカタクリ、ギフチョウなどの自然観察イベントを開催し、自然のすばらしさを体験できる機会の増大に努めます。 ●地域に根ざした観光を目指すため、観光ボランティアの育成、活用を図ります。
自然と共生するためのマナー啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●植物の採取禁止やごみの持ち帰りなど、自然と共生する上でのマナーの普及啓発に努めます。 ●市民が主体となった自然保護を目的とした組織・団体の育成に努めます。

1-2-2 歴史・文化遺産の保全、活用

【施策】	【具体的な取り組み】
文化財の保護	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財保護条例に基づき、文化財の保存と活用に必要な措置を講じます。 ●埋蔵文化財については、土地開発事業に即応した調査を実施し適切な保存に努めます。 ●遺跡の発掘や文化財の調査体制の充実を図り、文化遺産についての調査データを整備し、学術的評価を明確にするとともに、その保護と活用に努めます。 ●国・県・市指定文化財の修理等の必要が生じた際には、市として支援し、文化財の保存と活用を図ります。
文化遺産の継承と活用	<ul style="list-style-type: none"> ●無形民俗文化財等の保存活動を支援し、小中学校の学習活動に取り入れるなど、生涯学習の機会を活用し、伝統行事や郷土芸能の継承に努めます。 ●栗まつりなどのイベント開催時に郷土芸能等の発表の場を設け、市民への理解を深めるとともに内外にPRします。 ●文化遺産の調査成果を公表や活用により、市民の理解や関心を高めます。 ●市民による保護・活用のためのネットワークづくりを促進し、文化遺産をまちづくりに活かし継承に努めます。

第2節 いつまでも安心して暮らせる快適なまち

【基本方針 2-1】

公害のないまちの実現

【現状と課題】

(水質)

水質については、法律の規制などで工場などからの事業系排水は大きく改善され、家庭からの生活排水が河川を汚す大きな原因となっています。今後とも、公共下水道への接続や合併浄化槽の普及促進を図る必要があります。

(騒音・振動)

騒音については日常生活と密接な関わりを持ち、発生源も事業所や家庭でのペットの無駄吠えなど多様であり、対処のむずかしい課題の1つとなっています。振動については、建設作業が主な発生源となっています。

(悪臭)

悪臭については、人に不快感を与え心理的被害をもたらすことから、苦情や相談が多くなっています。本市では、野焼きに関する苦情が非常に多く、また農作物に係る堆肥や畜産業に起因する苦情も寄せられています。悪臭は、感じ方に個人差があることや、対策を講じても完全に除去が難しいなど課題があり、住・農が混在している本市の現状を踏まえ、臭気の周辺住民への理解促進や良好な近隣関係の構築などにも取り組んでいくことが必要です。

本市においては、こうした公害について市民生活を脅かす大きな被害や状況の悪化は見られませんが、快適な暮らしを送るためには公害を無くすことは重要です。今後とも、国の定める環境基準を超えないことを基本とし、環境保全監視員による監視や、県との合同による事業所への定期的な立入検査、近隣に配慮したマナーの啓発など県や事業所と連携した取り組みが必要です。

【施策の体系】

2-1 公害のないまちの実現

2-1-1 公害の防止（水質、騒音 振動、
悪臭など）

2-1-1 公害（水質、騒音 振動、悪臭など）の防止

(1) 公害の監視・指導體制の継続実施

【施 策】	【具体的な取り組み】
公害の監視・指導體制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 県など関係機関の協力を得て、事業所などに定期的に立入検査を実施し、監視体制の強化に努めます。 ● 市の環境保全監視員による公害の監視を継続して実施します。
苦情への迅速な対応・処理	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民から寄せられる公害・環境問題など様々な苦情に対して、迅速で適切な対応を行うとともに未然防止に努めます。また、必要に応じて関係機関と連携して対応します。

(2) 水質（生活排水・事業所等からの排水）

【施 策】	【具体的な取り組み】
河川の水質検査	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内の河川 28ヶ所（高富 17、伊自良 5、美山 6）で水質汚濁の状況を把握するため、年 1 回水質検査を実施します。
水洗化率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活排水による水質汚濁を防止するため、公共下水道や農業集落排水への接続率を毎年把握し、接続を推進します。また、計画区域外の地域については、合併処理浄化槽の設置を推進します。
排水の適正処理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ● 県など関係機関の協力を得て、事業所や畜舎から発生する汚水処理の状況を把握し、適正処理について指導します。

(3) 騒音、振動

【施 策】	【具体的な取り組み】
騒音状況の調査	● 騒音規制法第18条の規定に基づき、市内主要道路の騒音を測定し、環境基準の達成状況を確認します。
特定施設等の届出及び指導の推進	● 「騒音規制法」「振動規制法」や県の公害防止条例などにより義務付けられている届出を徹底させるとともに、必要に応じて指導を行います。
事業所からの騒音の防止	● 住・工混在の状況においては、事業所に必要な騒音防止措置を指導します。

(4) 悪臭

【施 策】	【具体的な取り組み】
違法な野焼きの防止	● 違法な野焼きを防止するため、行為者にチラシで周知するとともに環境パトロールにより指導を行います。
家庭、事業所における悪臭防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭からの生活雑排水対策や浄化槽の点検・整備など悪臭防止に関する対策や取り組みについて普及啓発に努めます。 ● 悪臭防止法に基づき工場や事業所における悪臭の指導・規制を推進します。 ● 畜産農家の悪臭及び害虫発生防止の取り組みについて支援します。

【基本方針 2-2】

快適に暮らせるまちづくり

【現状と課題】

(まち美化の推進)

本市は良好な住環境を有するものの、道路や空き地にはごみのポイ捨てや不法投棄、ペットのフンの放置も見られ、まちの美化を阻害しています。また、最近では空き地や空き家に繁茂する雑草により、美化だけでなく衛生上の課題も生じています。これらは総じて、個人のモラルや近隣への配慮不足が引き起こしている身近で深刻な環境問題です。

本市では、環境保全条例に基づき、看板や自治会の回覧板などにより、ルールの遵守やモラルの向上などを呼びかけています。また、美化推進のため環境パトロールを実施し、ポイ捨てゴミや不法投棄されたごみの回収を定期的に行っています。

不法投棄については、今後も引き続き監視体制の強化を図っていくとともに、ポイ捨てやフンの不始末に対しては、市民一人ひとりのマナーの遵守、モラルの向上を図っていくことが重要です。また、空き地・空き家の雑草問題については所有者への啓発をより一層行うとともに、空き家問題については、相談会や空き家バンクの活用など、より充実した実効性のある取り組みを推進する必要があります。

(憩いの場の整備)

本市では住みよいふるさとの実現を図るため、市「花の都ぎふ」運動において地域の公園や道路等における「花かざり事業」を実施しています。

自治会、老人クラブ、各種団体を中心に実施しており、実施団体数は横ばいの状態ですが、団体を支える会員数の減少と高齢化が進んでおり事業活動の縮小が懸念されています。

今後は、活動内容に理解を求め、会員の増加に努めていく必要があります。

また、市民の憩いの場として市内には、36ヶ所の公園があり、その内自治会に管理を委託している公園が18ヶ所あります。こうした既存の公園について、幅広い年齢層の市民が安全で気持ちよく使用できるよう計画的で適正な維持管理を行政と地域と協力して実施する必要があります。

【施策の体系】

2-2 快適に暮らせるまちづくり

2-2-1 まち美化の推進

2-2-2 憩いの場の整備

2-2-1 まち美化の推進

(1) 不法投棄やごみのポイ捨て防止対策

【施策】	【具体的な取り組み】
意識啓発の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ●不法投棄されやすい場所に不法投棄の禁止を強く呼びかける啓発看板を設置します。 ●夏場の川遊びなどで本市を訪れる人などに同報無線や看板設置を通じて、ごみの持ち帰りを促します。
監視体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●不法投棄の多い場所を中心に環境パトロールを実施し、ポイ捨てゴミや不法投棄物の回収を実施します。 ●不法投棄の早期発見のため環境保全監視員による監視を引き続き実施します。

(2) 環境美化の推進

【施策】	【具体的な取り組み】
環境美化活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会やボランティア団体が実施するクリーン作戦を支援し、参加を促進します。
ペットの適正飼育	<ul style="list-style-type: none"> ●散歩時におけるペットのフンの後始末や適正な飼育管理について普及啓発を図ります。
空き家・空き地の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ●管理者に対して、除草や衛生害虫の予防・駆除等の適正管理を啓発、指導します。 ●相談会や空き家バンクの活用により、定住の促進や地域の活性化を推進し、空き家の増加に少しでも歯止めをかけるように努めます。

2-2-2 憩いの場の整備

【施策】	【具体的な取り組み】
緑化・花かざり事業	<ul style="list-style-type: none"> ●緑の募金を活用し、市内の緑化を推進します。 ●市「花の都ぎふ」運動において地域の公園や集会所、道路などに花かざりを実施し、地域の憩いの場づくりに取り組みます。
既存公園の適切な維持管理と充実	<ul style="list-style-type: none"> ●遊具の安全管理や公園施設のバリアフリー化に努めます。 ●幅広い年齢層の市民が安全で気持ちよく使用できるよう計画的で適正な維持管理を行政と地域と協力して実施します。

第3節 資源とエネルギーを大切に作る循環のまち

【基本方針 3-1】

3Rとごみの適正処理の推進

【現状と課題】

本市のごみ処理は、平成22年4月から本格稼動となった市のごみ処理施設「山県市クリーンセンター」に搬入後、資源化、破碎、焼却、最終処分をしています。

本市の平成27年度における1人1日当りのごみ排出量は、698gです。その内、生活系ごみが73.7%（514g）、事業系ごみが26.3%（184g）で、県の平均より若干、事業系ごみの割合が低くなっています。1人1日当りのごみ排出量は、県内42市町のうち、少ない方から8番目で、市制を敷いているまちの中では一番少なくなっています。

一方、再資源化率は、15.4%で県内の低いほうから9番目となっており、県平均（19.3%）を下回っています。これは、ダンボールや新聞雑誌等の無料回収施設が近隣各所に多数できたことにより減少したものと考えられます。

本市においては、ごみの減量化やリサイクル対策として、指定ごみ袋制度や資源ごみ回収団体への補助金、生ゴミ処理機の購入補助金等の制度を設けて取り組んでいます。これらの取り組みを継続するとともに、更なるごみ減量化、最終処分場の延命化に向け市民や事業者と一緒に3R【Reduce（ごみを減らす）Reuse（ものを再使用する）、Recycle（ものを再利用する）】を推進していくことが必要です。

【施策の体系】



3-1-1 ごみの発生抑制・減量化

【施 策】	【具体的な取り組み】
市民意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 栗まつりなどのイベント開催時にエコステーションを設けごみの減量化、資源化の啓発を行い、市民の意識向上を図ります。 ● 市民のごみ減量化意識を高めるため、山県市クリーンセンターの見学申し込みについて、積極的に受け入れを行います。
レジ袋の削減 マイバック持参	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内のショッピングセンターやスーパーマーケット等と「レジ袋削減（有料化）の取り組みに関する協定」を締結するとともにマイバックの持参を促進します。
生ゴミ処理の普及	<ul style="list-style-type: none"> ● 生ごみの減量化及び堆肥化を図るため、コンポストや生ゴミ処理機、枝葉粉碎機の購入補助金制度の周知に努めます。

3-1-2 再使用・再生利用の促進

【施 策】	【具体的な取り組み】
資源ごみの 回収促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「資源ごみ」や「使用済み小型家電」、「有害ごみ」などリサイクル可能な回収品について、市民へ周知します。 ● 集団回収は、ごみの減量化とリサイクルに取り組む協働事業として補助金を交付し支援します。
事業系ごみのリサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業系ごみやリサイクル可能な古紙類や廃食用油などについては、市及び事業者ごとに独自の売却ルートを開拓し、事業者自らによる資源化と適正な処理を推進します。
木くずの再生処理	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園や街路樹の管理により発生する草や剪定枝については、可能な範囲で民間の破碎施設に搬入し、再生処理に努めます。
各種リサイクル法の周知	<ul style="list-style-type: none"> ● 家電リサイクル法などの各種リサイクル法や「廃インクカートリッジ」など業界の自主的な取り組みにより資源化ルートが確立しているものについては、情報提供により資源化の徹底を図ります。

3-1-3 ごみの適正処理

【施策】	【具体的な取り組み】
ごみ出しルールの周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> ●「環境衛生カレンダー」や「家庭ごみ分別の手引き」などの冊子を通じて、市民へごみの正しい分別方法や収集日の周知を図ります。 ●地域コミュニティとのつながりが少ない外国人実習生等には、商工会や事業主を通じて適切なごみ出しルールの周知を図ります。
ごみステーションの適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみステーションの管理については、自治会内で掃除当番制度を設けるなどし、自治会での適切で自主的な管理を促進します。
クリーンセンターの運営管理	<ul style="list-style-type: none"> ●クリーンセンターの運営管理については、包括的な運営管理を業者に委託し、市職員による日常、定期モニタリングを実施するとともに、焼却炉や最終処分場等についての維持管理状況やダイオキシン、ばい煙などの測定結果について、ホームページで公表します。

【基本方針 3-2】

地球温暖化対策の推進

【現状と課題】

地球温暖化問題に関する情報は、新聞、テレビなど多くの媒体が取り上げ、市民の関心が高くなっています。平成28年度に内閣府が行った世論調査によると「関心がある」とする人の割合が87.2%（「関心がある」40.4%+「ある程度関心がある」46.8%）と非常に高く、大都市ほど「関心がある」とする人の割合が高くなっています。

温暖化の影響で岐阜県の年平均気温は、この100年で岐阜市1.69℃、高山市が1.38℃の割合で上昇しており、気温が上昇した影響で、桜の開花はこの50年で約8日早くなっています。（岐阜地方気象台ホームページ 岐阜県の長期変化傾向）

また、地球温暖化が原因と考えられる豪雨災害、異常渇水、農作物への影響などが発生しています。

本市においては、地球温暖化対策を推進するため、市の施設について省資源・省エネルギー型の社会に向けた取り組みを始めています。

再生可能エネルギーである太陽光発電パネルを設置した施設としては、高富小学校、高富中学校、美山中学校、市総合体育館などの4施設となっています。中でも市総合体育館は、災害時の市内最大級の指定避難場所（収容人員約1,500人）となっており、大規模災害時における電力需要の対応も兼ねて整備をしています。

また、省エネルギー対策として、市役所本庁舎、小中学校（小学校9校、中学校3校）の校舎及び体育館や防犯灯、街路灯、野外照明灯など可能な限りLED照明を導入しています。

地球温暖化防止のためには、「地産地消」の推進も大きなメリットがあります。同じ食材でも、なるべく近くでとれたものを食べることで、輸送に伴うエネルギーを減らし、地球環境への負荷を減らすことができます。市内には、地産地消を推進すべく「てんこもり」や「ふれあいバザール」などの農産物直売所があり、みんなが地元で採れた新鮮な農産物を食べることにより「地産地消」へとつながり、さらには「食育」の取り組みも期待できます。私たちの生活が地球規模で環境に影響を及ぼしていることを十分に理解し、みんなが省エネの生活習慣を身につけることが大切です。

【施策の体系】

3-2 地球温暖化対策の推進

3-2-1 省資源、省エネルギーの推進

3-2-2 地産地消の推進

3-2-1 省資源、省エネルギーの推進

【施策】	【具体的な取り組み】
地球温暖化対策実行計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市役所の事務事業(街路灯は除く)に係る二酸化炭素の排出量について、毎年各課からの実績に基づき、排出量を算定します。 ●市役所の事務事業について、使用エネルギーの節減に取り組めます。
キャンペーン等による市民の関心喚起	<ul style="list-style-type: none"> ●「環境月間(6月)」や「地球温暖化防止月間(12月)」「クールアースデー(7月7日)」などにおいて、広報紙における普及啓発記事の掲載やライトダウンキャンペーンの実施により、地球温暖化防止に対する市民の関心を高めます。
省エネ型ライフスタイルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車通勤やクールビズ・ウォームビズなど省エネ型ライフスタイルの普及を推進します。
省エネ機器の導入	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設にLED照明など省エネ機器の導入を推進します。
低公害車の導入	<ul style="list-style-type: none"> ●公用車に電気自動車や軽自動車などの低公害で燃費の良い車の導入に努めます。
節水、雨水利用	<ul style="list-style-type: none"> ●節水設備や雨水利用施設の公共施設への導入拡大を検討します。

3-2-1 地産地消の推進

【施策】	【具体的な取り組み】
農産物直売所の活用	<ul style="list-style-type: none"> ●地場農産物の販売増加と遊休農地解消のため、直販施設への農産物出品を促します。
地場農産物の消費拡大	<ul style="list-style-type: none"> ●地場農産物のブランド化を進めます。 ●スーパーマーケットなど量販店において地場産売場コーナーを設置します。 ●学校や保育園の給食において地場農産物の使用を推進します。

第4節 環境に関心をもち、考え、行動するまち

【基本方針 4-1】

環境教育・環境学習の推進

【現状と課題】

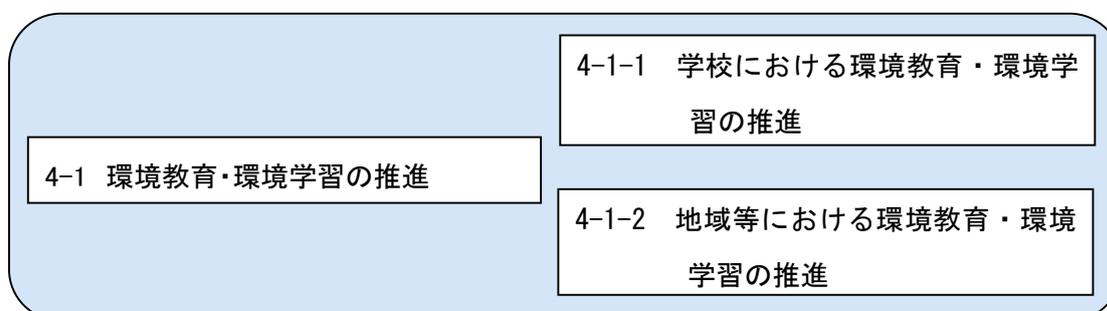
今日、私たちを取り巻く環境は様々な課題を抱えています。かつて環境問題といえば企業に起因する公害問題が主な課題でした。現在では、私たちの生活に起因する身近な公害や自然との共生、資源の有効利用など取り組むべき課題は数多くあります。

こうした環境問題に対処していくためには、市民、事業者、行政を問わず、すべての人が環境に対する責任と役割について理解と認識を深め、体験などを通じて実際の行動に取り組みやすくすることが大切です。そのため、家庭、学校、地域、職場など様々な場において、あらゆる年齢層を対象に、環境教育を総合的に推進し、環境保全への意識を高めていく必要があります。

また、本市の環境に対して豊富な知識や経験をもっている方の協力のもと、新たな団体の育成や活動を活性化させる基盤をつくる必要があります。

学校などにおいては、自然とふれあう機会を設けたり、環境保全をテーマとして様々な視点から環境学習を行うことを継続・定着させていくことや、自治会活動などを通じて市民・事業者相互の交流や知識・経験を活かす機会をつくり、環境についてお互いに学びあうことが重要です。

【施策の体系】



4-1-1 学校における環境教育・環境学習の推進

【施策】	【具体的な取り組み】
学校における主体的な環境学習の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●「緑の少年団」「こどもエコクラブ」などへの参加を各校に呼びかけます。 ●環境保全をテーマとして様々な視点から環境学習を行います。 ●市内の学校において、児童・生徒や教職員が協力して省エネ施策を検討し、実現します。
体験型環境学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な生物調査等に取り組み、いのちの大切さや自然を慈しむ心、共存の必要性について理解を深めます。 ●地元の自然とふれあうなどの経験や地域を教材とした実感の伴う学習により、豊かな自然環境とその恵みを大切に思う心を育みます。

4-1-2 地域等における環境教育・環境学習の推進

【施策】	【具体的な取り組み】
人材育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域や職場で環境学習活動や環境保全活動を率先して行う人材の育成に努めます。 ●環境に対して豊富な知識や経験をもっている方の協力のもと、新たな環境保護団体の設立を支援します。
環境教育・環境学習の場や機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ●市民のあらゆる世代や事業者が、環境教育、環境学習に取り組めるように地域の公民館などで、地域の実情や特性を考慮した環境に関する講座を開催します。また必要に応じて、環境カウンセラー（環境省の登録制度）を活用し、学習内容の充実を図ります。
大学等と連携した取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●本市が連携協定を結ぶ大学等と連携し、本市の環境や固有の生物について、研究の題材として活用してもらうとともに、市民にも参加を呼びかけます。

【基本方針 4-2】

環境パートナーシップの推進

【現状と課題】

市民や事業者がもつ環境保全に対する知識や経験、意識を積極的な行動に結びつけ、地域環境を良好なものとしていくためには、多様な主体がそれぞれの特色や状況に応じて環境保全の取り組みに参加できることが望まれます。

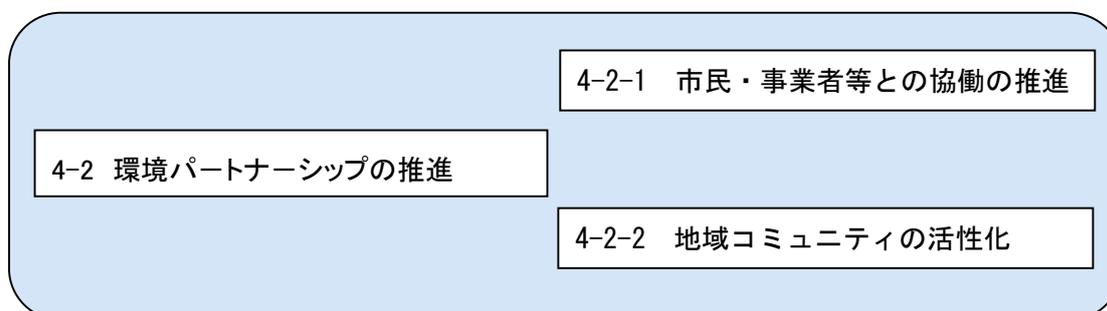
本市では、自治会による環境保全活動とともに市内の事業者なども登録できる「山県市まち美化パートナー制度」（登録団体数：平成29年4月現在23団体）を設け、身近な公共空間である道路、公園、河川等の美化、清掃を行うボランティア活動を支援してきました。

このような取り組みが少しずつ広がりを見せはじめつつありますが、関心があるものの実践に至っていない市民や人材不足が運営上の課題となっている市民団体、自ら保有するノウハウや人材を活かしきれていない事業者等それぞれに課題が見受けられます。

今後は、団体間の交流の機会を設け、活動に対する課題や保有するノウハウ、投入できる資源に関する情報の集約・共有化を図り、各団体の課題解決に向けた仕組みを検討することが必要です。こうした仕組みの導入を図ることにより、各団体の力を効率かつ効果的に活用し、市民、事業者、市で構成する新たな「環境パートナーシップ」の構築が期待できます。また、自治会、老人クラブが行うクリーン活動や各学校等のPTAや保護者会が行う集団資源回収も引き続き支援していく必要があります。

こうした地域の環境保全活動の促進が地域コミュニティの活性化につながり、地域コミュニティの活性化が更なる地域の環境保全活動を促進するというような「好循環づくり」についても意識して進めていく必要があります。

【施策の体系】



4-2-1 市民・事業者等との協働の推進

【施 策】	【具体的な取り組み】
環境保全活動団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会や老人会、PTA等が実施する環境保全活動について、ごみの回収等により引き続き支援します。 ●「まち美化パートナー制度実施要綱」に基づき市民や事業者がボランティアとして行う美化活動等について、資材、燃料等の提供により支援します。 ●市民への波及効果や意欲向上のため、優れた取り組みについては、広報紙で紹介します。
環境情報の共有化	<ul style="list-style-type: none"> ●「まち美化パートナー制度」の登録団体間の交流の機会を設け、情報の共有と取り組みの活性化に向け支援します。

4-2-2 地域コミュニティの活性化

【施 策】	【具体的な取り組み】
地域コミュニティ活性化への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●地域コミュニティの必要性、有用性を啓発し、自治会や老人クラブ等への加入促進に努めます。 ●地域コミュニティの基本である自治会事業への支援を通じて、自治会の主体的なまちづくりの機運の醸成を図ります。
地域イベントへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ●各地域が主体で実施する地域イベントについて、支援します。
世代間交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもと高齢者など世代間交流を通じて、地域固有の文化や自然などについて生きた知識を伝承し、「地域力」を醸成するための取り組みを検討します。

第5章 環境指標

計画策定後の毎年度の進捗管理において、取り組みが着実に展開されているか、その結果、目標に向けて環境がどのように改善されているかを継続的に点検・評価するため、定量的な環境指標を設定しました。

分野	環境指標	単位	現 状		目 標	
			年 度	数 値	中間 H34 (2022)	最終 H39 (2027)
自然環境	林道伊自良根尾線開設(総延長 6,383m)	m	28	4,458	5,096	5,596
	間伐実績面積(年間)	ha	28	129	250	250
	林道ウォーキングの参加者数	人	28	250	250	250
	管内農地面積	ha	28	1,324	1,289	1,254
	上記の内 遊休農地面積	ha	28	13.9	7	0
	農地保全活動団体数	団体	28	3	3	3
	自然保護等ボランティア団体数	団体	28	3	3	4
生活環境・快適環境	烏羽川(桜橋)のBOD B類型	mg/l	28	2.4	基準達成維持	
	伊自良川(富士橋)のBOD A類型	mg/l	28	0.5未満	基準達成維持	
	武儀川(富永橋)のBOD A類型	mg/l	28	0.5未満	基準達成維持	
	公共下水道の水洗化率	%	28	35.9	60	68
	農業集落排水の水洗化率	%	28	87.5	90	90
	汚水衛生処理率 $\frac{\text{公共下水人口} + \text{農集人口} + \text{合併浄化槽人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$	%	28	58.4	70以上	80以上
	合併浄化槽の設置基数(休止を除く)	基	28	1,882	1,810	1,730
	単独浄化槽の設置基数(休止を除く)	基	28	2,913	2,320	1,610
	騒音規制法第18条の規定に基づく調査 (調査路線は5年のローテーション)	LA ep	28	昼66 夜55	基準達成維持	
	「悪臭」に関する苦情件数	件	28	6	5以下	3以下
	空き家率(住宅・土地統計調査)5年毎	%	25	13.4	—	—
	花かざり事業実施団体数	団体	28	49	51	53
	環境パトロールのごみ回収量	kg	28	9,800	—	—
	「不法投棄」に関する苦情件数	件	28	39	25以下	20以下
	「空き地等の雑草」に関する苦情件数	件	28	51	40以下	30以下

分野	環境指標	単位	現 状		目 標		
			年 度	数 値	中間 H34 (2022)	最終 H39 (2027)	
循環型社会・地球温暖化対策	ごみ総排出量 (可燃、不燃、資源、粗大、有害ごみ)	t	28	6,445	6,316	6,190	
	1人1日当りのごみ排出量 (総排出量+集団回収)÷人口÷365日	g	28	710	700以下	690以下	
	再生利用率 $\frac{\text{直接資源化}+\text{中間処理後再生利用量}+\text{集団回収}}{\text{ごみ総排出量}+\text{集団回収}} \times 100$	%	28	13.9	15以上	17以上	
	集団回収 (小中学校等)	実施団体数	団体	28	14	現状維持	—
		延べ実施回数	回	28	32	現状維持	—
		回収量	kg	28	491	—	—
	クリーンセンター最終処分場の残余容量	m ³	28	7,187	3,500	500	
	市の事務・事業に係るエネルギー使用量 (街路灯を除く)	電力	kwh	28	11,751,376	現状以下	—
		灯油	L	28	470,785	現状以下	—
		ガソリン	L	28	48,566	現状以下	—
		軽油	L	28	11,694	現状以下	—
		都市ガス	m ³	28	9,658	現状以下	—
	10kw未満	液化石油ガス(LPG)	m ³	28	43,084	現状以下	—
		太陽光発電施設導入件数	件	28	577	—	—
10kw以上	太陽光発電導入容量	kw	28	2,418	—	—	
	太陽光発電施設導入件数	件	28	355	—	—	
人材育成	太陽光発電導入容量	kw	28	16,677	—	—	
	「緑の少年団」「こどもエコクラブ」の参加学校数	校	28	1	1	1	
	まち美化パートナー登録団体数	団体	28	24	30	35	
	自治会清掃活動	延べ実践団体数	団体	28	262	270	275
ごみ回収量		kg	28	5,820	—	—	

第6章 計画の推進・進行管理

第1節 計画の推進

計画の実効性を高め、効果的に環境施策を推進するため、市民や事業者、市（行政）の協働（パートナーシップ）のもとで、それぞれが期待される役割を主体的に果たしていくための仕組みづくりに努めます。

（1）有識者による専門的な立場からの提言・助言【山県市環境審議会】

本計画に基づく各種環境施策の実行・推進について、専門的な立場から審議を行うとともに、広い見識をもって提言や助言を行う機関として、山県市環境審議会を活用します。

（2）庁内の連携・調整による環境施策の推進

本計画を含め、市の環境施策に関する関係各課で庁内調整を実施します。計画に位置づけた施策や事業の進捗状況の点検を行うとともに、課題の解決に向けた組織横断的な取り組みの推進を図ります。

（3）国や県等の補助、支援制度の活用

計画の掲げる施策や事業を安定的かつ継続的に推進していくためには、適切な財政措置が必要です。事業の実施・推進に必要な財源を確保するため、国や県、各種法人等における補助制度や支援制度の情報を幅広く収集し、積極的に制度の活用を検討します。

（4）各主体の取り組みの促進

本計画を着実に推進し、効果を上げていくためには、市民や事業者等の環境保全施策に対する理解と積極的な参画が必要となります。そのため市は本計画の目的や取り組み内容等について、市民や事業者、関係機関等に対して市のホームページなどで広く公表するとともに、その趣旨の徹底に努めます。

また、市民や事業者等が組織する民間団体が自発的に行う自然保護活動やリサイクル活動などの環境保全活動が促進されるよう、市は適切に支援するものとします。

第2節 計画の進行管理

本計画の進行管理は、計画（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→改善（Action）というPDCAサイクルを基本とし、施策や事業の継続的改善を図ります。

（1）環境指標の活用と充実

第5章で定めた環境指標を活用し、毎年度の進行管理において定量的に環境施策の進捗状況や目標の達成状況を点検・評価するとともに、さらに適切な評価ができるように指標の充実に努めます。

（2）計画の進捗状況の点検・報告

本計画の実効性を客観的に担保するため、環境の現況や施策の実施状況等を毎年、点検評価し、その結果を環境審議会に報告します。

（3）計画の見直し

本市を取り巻く環境や社会情勢の変化に応じて、山県市環境審議会に諮り、施策や目標、環境指標などの見直しを行います。

